

一般財団法人百十四経済研究所定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人百十四経済研究所と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県高松市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、香川県内の経済、産業動向及び地域動向等に関する調査研究並びに資料の収集及び提供を行い、もって地域産業の振興と地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域経済、産業、地域の動向等に関する調査研究並びに資料、情報等の収集及び提供
- (2) 機関誌等出版物の発行
- (3) 各種講演会・講習会・研究会等の開催、調査研究等の受託及び協力、講師派遣
- (4) 通信講座の斡旋並びに図書・資料の閲覧・貸出
- (5) その他前各号の事業を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(財産)

第5条 この法人の財産は、基本財産と運用財産の2種類とする。

2 基本財産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 設立時の基本財産1億円
- (2) 設立日以後に基本財産として寄付された財産
- (3) その他、理事会で基本財産とすることを決議した財産

3 この法人の財産の管理は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意を持って行わなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、理事長が毎事業年度開始の日の前日までに作成し、理事会の承認を受けて評議員会に報告しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置かなければならない。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置かなければならない。

第4章 評議員

(評議員)

第9条 この法人に、評議員3名以上5名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

3 評議員が次のいずれかに該当するときは、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議により解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 評議員としてふさわしくない非行があったとき
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(評議員の任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する

定時評議員会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第 9 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第 12 条 評議員が評議員会に出席した場合、報酬を支給することができる。

- 2 評議員に対しては、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項については、評議員会において定める「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規定」に従う。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 13 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会の議長は、すべての評議員会において出席した評議員の中から選任する。

(権限)

第 14 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事長及び業務執行理事の年間総報酬額
- (4) 役員及び評議員の報酬等の支給の基準
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 15 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 か月以内に開催するほか、必要がある場合は臨時評議員会を開催する。

(招集)

第 16 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたときまたは理事長に事故あるときは、他の理事が評議員会を招集する。

- 3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 4 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(決議)

第17条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補毎に第1項の決議を行わなければならない。
- 4 理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第18条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなす。

(報告の省略)

第19条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録は議長が作成し、議長のほか、出席した評議員のうちから当該会議において選任された議事録署名人1人以上が前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員・顧問

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上6名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長とするほか、必要に応じ専務理事、常務理事各1名を置くことができる。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人および一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事、常務理事及びその他の常勤の理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事または使用人を兼ねることができない。
- 4 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐して常務を処理し、理事長及び専務理事に事故があるとき、又は理事長及び専務理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 理事長及び他の業務執行理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べることができる。
- 3 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任は妨げない。但し、理事が任期満了前に辞任した場合、

後任の理事の任期は前任の理事の残存任期の満了するときまでとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任は妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 21 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によってその理事又は監事を解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

(報酬等)

第 27 条 理事長及び業務執行理事に対しては、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 理事長及び業務執行理事以外の理事及び監事が理事会又は評議員会に出席した場合は、報酬を支給することができる。
- 3 理事及び監事に対しては、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 4 前 3 項に関して必要な事項については、評議員会において定める「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規定」に従う。

(顧問)

第 28 条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会において任期を決めたうえで選任する。
- 3 顧問に対しては、その職務執行の対価として定例の報酬を支給することができることとし、その報酬の額については、理事長が決定する。
- 4 顧問に対しては、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定

(2)理事の職務執行の監督

(3)理事長、専務理事、常務理事の選定及び解職

(開催及び招集)

第 31 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、他の理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する場合は、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第 34 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第 23 条第 5 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事長及び監事が前項の議事録に署名もしくは記名押印する。

第 8 章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第 36 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 37 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能、その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の処分)

第 38 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 39 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条 1 項に定める一般法人設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、中野信之介とする。
- 4 この法人の最初の常務理事は、山地康道とする。
- 5 この法人の最初の理事は、内海弘とする。
- 6 この法人の最初の監事は、齊藤静彦とする。
- 7 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

大西大介、村山昇作、竹崎克彦、川崎英治